

離島対策支援事業要綱

1. 通則

離島対策支援事業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)、関係政省令、財団法人自動車リサイクル促進センター寄附行為、資金管理業務規程及び再資源化等業務規程の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

2. 事業の目的

この事業は、法第106条第3号の規定に基づき、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている離島の市町村が、引取業者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該離島市町村に対し、当該措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うことにより、使用済自動車の適正かつ円滑な引渡しを促進することを目的とする。

3. 資金出えんの対象

- (1) 資金出えんの対象は、法第106条第3号に基づく離島市町村の事業(以下「対象事業」という。)であって、引取業者に使用済自動車(法の施行日(平成17年1月1日)以降に自動車の所有者が法第8条に基づき引取業者に引き渡す使用済自動車を対象とする。)を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置として別紙に示す海上輸送パターンのいずれかに該当するものとする。
- (2) 資金出えんにあたっては、対象事業に関して、これを実施する離島市町村及び関係都道府県により次の内容が実施されていることを条件とする。
地域の实情に適した効率的な事業の構築及び運用体制の整備
事業全体の円滑な運用のための市町村民への周知の徹底及び理解の促進

4. 資金出えん額

資金出えん額は、「3.資金出えんの対象」に掲げる対象事業に要する海上輸送に係る費用として海上輸送パターン毎に別紙に示す対象経費総額の10分の8以内とする。

5. 協力要請

- (1) 離島市町村は、資金出えんの協力を受けようとする場合は、様式第1「離島対策支援事業協力要請書」(事業計画書を含む。以下「協力要請書」という。)を法第105条に基づき主務大臣の指定を受けた指定再資源化機関である財団法人自動車リサイクル促進センターの再資源化支援部(以下「再資源化支援部」という。本要綱に定める離島対策支援事業は、再資源化支援部がこれを行う)に提出するものとする。
- (2) 協力要請書は、原則として、関係都道府県が管内の離島市町村から受付け、とりまとめた後、再資源化支援部に提出するものとする。
- (3) 協力要請書は、原則として、次年度に行う対象事業について9月末までに再資源化支援部に提出するものとする。ただし、法施行当初については、別途定めることとする。

- (4) 再資源化支援部は、対象事業の円滑な実施が促進されるよう、離島市町村及び関係都道府県に対する説明、助言等の協力を行うものとする。

6. 協力決定の通知

- (1) 再資源化支援部は、協力要請書が提出された後、必要に応じて要請を行った離島市町村へのヒアリング及び調査を実施して内容を確認し、適切と認められる場合は、これを資金管理業務規程第 28 条及び再資源化等業務規程第 17 条の規定に基づき資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置された離島対策等検討会に提出する。
- (2) 離島対策等検討会は、(1)で提出された内容を受け、資金出えんの適正かつ公正な実施について調査審議を行って出えんを予定する離島市町村(以下「出えん先離島市町村」という。)を決定(以下「協力決定」という。)し、資金管理業務諮問委員会における承認を得るものとする。
- (3) 再資源化支援部は、協力決定後速やかに、出えん先離島市町村及び関係都道府県に対して、各年度における出えん予定額(原則的な出えん上限額)を記載した様式第 2「離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書」により、協力決定の旨を通知する。

7. 協力要請の変更

協力要請書提出後に、対象事業の内容を変更する事情が発生した場合(軽微な変更を除く。)には、変更内容を「協力要請書(変更申請)」に記載し、変更理由書を添付して、再資源化支援部に速やかに提出するものとする。

8. 支払申請

- (1) 出えん先離島市町村は、対象事業実施後、様式第 3「離島対策支援事業協力資金出えん申請書(実施報告)」(以下「協力資金出えん申請書」という。)に実績を記載し、「離島対策支援事業協力資金出えん申請 個別実施明細書」を添付して、再資源化支援部に出えん金の支払申請をするものとする。
- (2) 協力資金出えん申請書は、離島市町村において原則として四半期毎にとりまとめ、とりまとめた月の翌月 10 日までに(第 1 四半期分は 7 月 10 日、第 2 四半期分は 10 月 10 日、第 3 四半期分は 1 月 10 日とする。)再資源化支援部に提出するものとする。第 4 四半期分は 2 月末日までに提出するものとする。(当年度未申請分については、次年度の実績として申請するものとする。)
- (3) 出えん先離島市町村は、協力資金出えん申請書への実績記載にあたっては、海上輸送パターン毎に別紙に示す証拠書類を収集し、かつ当該証拠書類を事業完了後 5 年間保存するものとする。

9. 出えん額の確定

再資源化支援部は、協力資金出えん申請書が提出された後、必要に応じて出えん先離島市町村へのヒアリング及び調査を実施し、事業計画書を含めた協力要請内容に則したものであることを確認の上で、出えん額を確定し、様式第 4「離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書」を速やかに送付するものとする。

10. 出えん金の支払

出えん金の支払は、「9.出えん額の確定」により額が確定した後に、出えん先離島市町村があらかじめ指定する口座に、振込みにより速やかに支払うものとする。

11. 状況報告・検査等

再資源化支援部は、必要と認めるときは、出えん先離島市町村に対して、対象事業の遂行状況その他必要な事項について報告を求め又は検査等を行うことができる。その場合に、出えん先離島市町村は、対象事業の収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類を備え、求めに応じて提示するものとする。

12. 協力決定の取消し等

再資源化支援部は、出えん先離島市町村が次に掲げる事項に該当したときは、協力決定の取消し又は出えん金の返還を求めることとする。

- (1) 偽り又は不正の方法により協力要請又は支払申請を行ったとき。
- (2) 出えん金を出えんの対象となる事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 事業計画書を含めた協力要請内容に則して対象事業が実施されなかったとき。

13. 事業実施の責任の所在

資金の出えんを受けた対象事業の遂行及び結果に関しては、これを実施する離島市町村及び関連都道府県においてそれぞれの役割分担において責任を負うものとする。

14. その他

特別の事情によりこの要綱に定める手続等によることができない場合には、再資源化支援部の定めるところによるものとする(必要に応じて離島対策等検討会の承認を受けるものとする。)。

(別紙) 海上輸送パターン

パターン	輸送方法	対象経費	証拠書類(例)* ¹
A	市町村がチャーターする運搬船により、 <u>最終所有者</u> が運搬	・チャーター船運搬・荷役・その他の費用	・船会社、荷役会社との契約書・領収書 ・引取証明書
B	<u>最終所有者</u> (又は委託を受けた者)が定期船 <u>又はチャーター船</u> を利用して運搬	・定期船運賃 <u>又はチャーター船運搬・荷役・その他の費用</u>	・定期船乗船券半券等 ・ <u>船会社、荷役会社との契約書・領収書</u> ・引取証明書
C	市町村がチャーターする運搬船により、 <u>関連事業者</u> * ² が運搬	・チャーター船運搬・荷役費用	・船会社、荷役会社との契約書・領収証 ・移動報告の画面コピー
D	<u>関連事業者</u> が運搬船をチャーターして運搬	・チャーター船運搬・荷役費用	・船会社、荷役会社との契約書・領収証 ・移動報告の画面コピー
E	<u>関連事業者</u> が定期船を利用して運搬	・定期船運賃・ <u>荷役費用</u>	・定期船乗船券半券等 ・ <u>荷役会社との契約書・領収書</u> ・移動報告の画面コピー

* 1：資金出えんにあたって輸送・引取実績等を証明する関連書類で、離島市町村において管理するもの。標記証拠書類が入手できない場合は、これに代る輸送・引取実績等を証明する関係書類を証拠書類とする。いずれにしても事業計画書に何を証拠書類とするかについて記載することが必要。

* 2：島内に存在する自動車リサイクル法関連事業者(登録引取業者や許可解体業者等)。

海上輸送パターンは、原則、海上輸送を行う区間ごとに特定するものとするが、1種類のパターンの場合と組み合わせのパターンの場合がある。(パターンを併用する場合や複数段階の海上輸送となる場合を想定。)

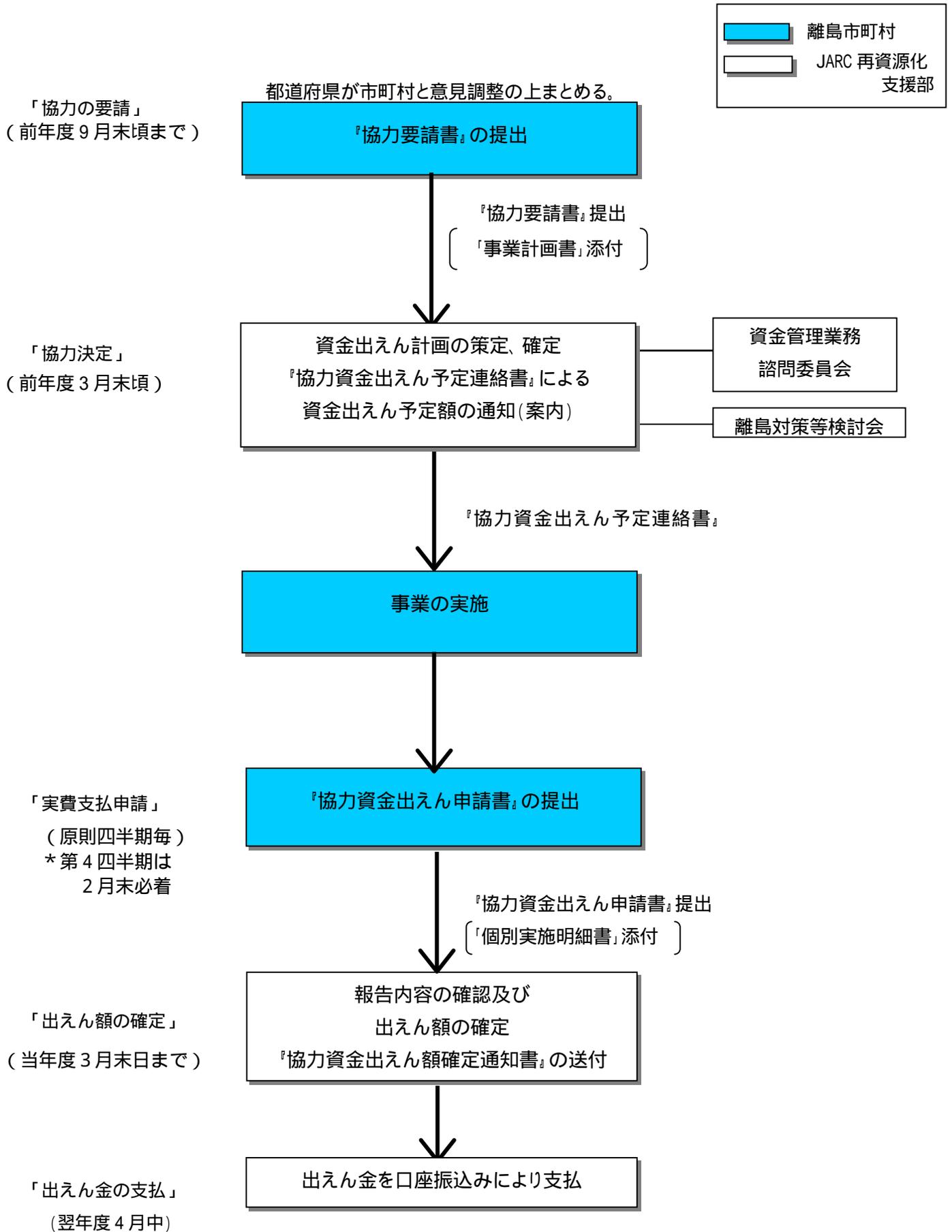
太字・下線(太)で示した

・ Bパターン 輸送方法・対象経費・証拠書類(例)

・ Eパターン 対象経費・証拠書類(例)

について、加筆修正を加えた。

離島対策支援事業 申請手続きフロー (通常時*1)



*1: 立ち上げ時については別途検討。

様式第 1

平成 年 月 日

(財)自動車リサイクル促進センター

再資源化支援部 御中

市町村長名

印

離島対策支援事業協力要請書

平成 年度分 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 106 条第 3 号に基づく
資金の出えんを要請いたします。

資金出えん協力要請予定額 : _____ 円
協力要請予定台数 : _____ 台
海上輸送範囲・海上輸送パターン :

添付資料

・離島対策事業計画書

様式第1 添付資料

平成 年度 離島対策事業計画書

1. 申請離島市町村の概要

- (1) 申請市町村名(関係都道府県)
- (2) 離島規模(人口)
- (3) 自動車保有台数 台
- (4) 自動車関連事業者の状況 有(引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者)・無
- (5) 海上輸送ルート of 状況

2. 離島対策事業の体制

(1) 離島対策事業担当部署

担当部署名

担当責任者名(役職)

担当者名(役職)

住所 (郵便番号)

電話番号

FAX番号

E-mail アドレス

(2) 海上輸送範囲・海上輸送パターン

(3) 離島対策事業の概要

(関係者、出えん対象事業等が明確になるようにフロー図なども添付して記載すること。)

(4) 実績確認のための証拠書類

(5) 市町村民への理解普及活動の概要

3. 使用済自動車発生予測

- (1) 予定発生台数 台/年
- (2) 集中発生月 月
- (3) チャーター船回数 回/年
(チャーター船を手配する場合のみ)

4. 資金出えん協力要請額(事業費明細書 別表を添付すること。)

- (1) 離島対策総事業予定額(A) 円
- (2) 資金出えん協力要請予定額(B)((A)×出えん率(0.8)) 円

事業費明細書

I. 総事業予定額

費用区分	数量	単価	金額(円)	備考
1. 海上輸送費				
小計			円	
2. その他の費用 (1) 荷役費用				
(2) その他				
小計			円	
総事業予定額(A)			円	

. 資金出えん協力要請予定額

総事業予定額(A)	協力要請予定額(B) = (A) × 出えん率(0.8)
円	円

様式第 2

平成 年 月 日

市町村長名

(財)自動車リサイクル促進センター

再資源化支援部

印

離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書

平成 年 月 日付けで協力要請のありました離島対策支援事業協力要請書について、平成 年度分の資金の出えん予定額を連絡いたします。

出えん予定額 : _____ 円
(総事業予定額 円 × 資金出えん率 %)
資金出えん協力対象予定台数 : _____ 台
再資源化支援部受付・管理番号 :

注：実際の出えん額は処理実績に基づき支払われるため、上記と異なることがあります。

様式第3

平成 年 月 日

(財)自動車リサイクル促進センター
再資源化支援部御中

市町村長名

印

離島対策支援事業協力資金出えん申請書(実施報告)

平成 年度 月～ 月分 使用済自動車の再資源化等に関する
法律第106条3号に基づく資金の出えんを申請いたします。

資金出えん申請額 : _____ 円

実施期間 :

実施台数 : _____ 台

再資源化支援部受付・管理番号 :

振込先

金融機関名 :

支店名 :

口座の種類 :

口座番号 :

口座名義 :

添付資料

・離島対策支援事業協力資金出えん申請 個別実施明細書

担当部署名 :

責任者名(役職) :

担当者名(役職) :

郵便番号・住所 :

電話 :

FAX :

E-mail :

様式第 4

平成 年 月 日

市町村長名

(財)自動車リサイクル促進センター
再資源化支援部

印

離島対策支援事業協力資金出えん額確定通知書

平成 年 月 日付 「離島対策支援事業協力資金出えん予定連絡書(再資源化支援部受付・管理番号)」により予定していた離島対策支援事業協力資金出えん金については、
平成 年 月 日付 「離島対策支援事業協力資金出えん申請書(実施報告)」に基づき、出えん額を以下のように確定しましたので、本書面にて通知します。

出えん金確定額： 円